

御坊市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭における電気使用量を削減することによる電気料金の負担軽減及び温室効果ガス排出量の削減による脱炭素社会の実現のため、一般家庭において設置されている古い家電製品（以下「旧家電製品」という。）から省エネ家電製品に買換えをする市民に対し、その購入金額及び設置に係る経費（以下「設置工事費」という。）の一部について、予算の範囲内で御坊市省エネ家電製品買換促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関し、御坊市補助金等交付規則（昭和53年規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「省エネ家電製品」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 家庭用エアコンディショナー（日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2027年度）のもの）
- (2) 家庭用電気冷蔵庫（日本産業規格（JIS規格）C9901に基づく省エネルギー基準達成率が100%以上（目標年度：2021年度）のもの（冷凍庫、ワイン庫又は車載用保冷庫を除く。))

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、自ら居住する市内の家屋に設置するため省エネ家電製品を購入した者で、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 本市に住民登録し、当該住民登録地に居住している者であること。
- (2) 市町村税に滞納がないこと。
- (3) 同一年度において、自ら又は同一世帯の者が本補助金の交付決定を受けていないこと。
- (4) 令和8年4月1日以後に、次の全てに該当する省エネ家電製品を購入し、及び特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」という。）に基づき、旧家電製品（購入した省エネ家電製品と同種のものに限る。以下同じ。）を排出した者であること。

ア 市内に所在する店舗で購入した新品（未使用品であり、インターネット販売で購入したものを除く。）であること。また、設置に必要な工事を行った

者が、市内に所在する事業所であること。

イ 旧家電製品を買い換えるために自ら購入し、設置したものであること（リース及びレンタルを除く。）。

ウ 製品保証があること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費は、省エネ家電製品の購入金額及び設置工事費とする。ただし、店舗のポイント等を使用した場合は、ポイント等を引いた後の実支出額（以下「実支出額」という。）とする。

（補助金の額等）

第5条 補助対象者が、補助金の交付を受けることができる省エネ家電製品の台数の上限は、省エネ家電製品の種類ごとに、それぞれ1台とする。

2 補助金の額は、省エネ家電製品の種類ごとに算出するものとし、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて算出した額（その額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）以内とし、省エネ家電製品の種類ごとに50,000円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、御坊市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 省エネ家電製品のレシート又は領収書の写しを添付した省エネ家電製品購入費及び設置工事費証明書（様式第2号）
- (2) 省エネ家電製品に係る保証書（購入者の氏名及び住所並びに購入日並びに購入製品名又は型番が記載されているもの）の写し
- (3) 旧家電製品に係る家電リサイクル券（家電リサイクル法第43条に規定する管理票をいう。）の写し
- (4) 御坊市税を賦課されている者にあつては、市税収納状況調査同意書（様式第3号）又は本補助金申請日から遡り30日以内に発行された市税完納証明書若しくは非課税証明書（市外在住であった等のため滞納以外の理由で証明書の交付を受けられない者にあつては、申請日直近の住民登録地において当該市町村税の滞納がないことを証する書類等）
- (5) その他市長が必要と認める書類等

2 申請の受付は、令和9年2月26日を期限として予算の範囲内において先着順に行うものとし、予算の範囲を超えるときは受付を終了する。

(交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、御坊市省エネ家電製品買換促進事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

3 市長は、補助金の不交付を決定したときは、御坊市省エネ家電製品買換促進事業補助金不交付決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けた者がいるときは、交付した補助金の返還を命ずることができる。

(手続の代行)

第9条 申請者は、補助金の交付の申請及び受領に係る手続を、委任した親族に代行させることができる。

2 前項の規定により代行を行う者(以下「代理人」という。)は、速やかにその手続をしなければならない。

3 市長は、代理人が偽り、その他不正の手段により手続を行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。